

## 訳者論評—フィンランド統計局の統計品質活動にふれながら—

### 1. はじめに—高い評価を受けるフィンランド統計局

本資料は、フィンランド統計局の2007年のハンドブック *Quality Guidelines for Official Statistics, 2nd Revised Edition* の翻訳である。初版は2002年に発行されており、後述するが、この改訂2版ではかなりの部分に改訂がほどこされている。

さて、フィンランド統計局に注目した理由は幾つかある。第一に、本統計参考資料 No.102 で ESS の統計品質論をとりあげたが、ESS 中の各国で、統計品質論と実践がどう進められているかを見ることが、例えば、日本の参考にするためにも必要であった。第二に、ESS 中でも、例えばその Peer Review の第一ラウンド(2006~2008年)で高い評価を受けていたのがフィンランドである(表1参照)。主要国のウェブサイトの中で、フィンランド統計局のそれは、各統計資料の画面から容易に「品質記述」を参照でき、利用者本位の見地が徹底している点で、オーストラリア、カナダ統計局とともに訳者が注目していた。1999年に ISI を主催したフィンランド統計局には、見学ツアーに参加し、再度訪問したことがある。このときの見聞もあって『統計研究参考資料』No.63(2000)で「フィンランドにおけるレジスター・ベースの統計生産」をとりあげた。北欧に属していて、レジスター・ベースは定着していることも注目した理由である。

そこで、Peer Reviewにおけるフィンランド統計局をみると表1のとおりである。この評価を全面的に受け入れて、異なる評価者の比較を引用して良いかは留意すべきだが、これらの諸国・機関の中で◎が最も多い。

表1 ESSにおける主要国について同業者評価の項目別結果

原則	指標		フィン ランド	スウェ ーデン	イギ リス	フラ ンス	Euros tat
1	1.1	独立性の法規での規定	○	○	○	○	○
統計の 独立性	1.2	統計局長の政府機関内地位	◎	◎	◎	◎	○
	1.3	統計局長の独立性保持の権限と責任	◎	◎	◎	◎	○
	1.4	統計局長の方法・手続き・発表に関する決定権	◎	○	○	◎	○
	1.5	統計政策の発行と定期的進捗度報告	◎	◎	◎	◎	◎
	1.6	統計発表の区分と独立性	◎	◎	◎	◎	◎
	1.7	批判と誤用へのコメント権	◎	◎	◎	◎	◎
2	2.1	申告義務の法的規定	◎	◎	◎	◎	◎
データ 収集権 限	2.2	行政記録の統計目的への利用	◎	◎	◎	◎	◎
	2.3	法的回答強制権限	◎	◎	○	◎	—
3	3.1	ヨーロッパのニーズに見合う十分な資源	◎	◎	○	◎	○

資源の 十分性	3.2	ヨーロッパ統計のニーズにあう視角，詳細，費用	—	—	—	—	—
	3.3	ヨーロッパ統計の新しい要請の評価手続きの存在	—	—	—	—	—
	3.4	統計活動停止可能性を評価する手続きの存在	—	—	—	—	—
4	4.1	ESS品質基準による定期的監視	◎	◎	◎	○	○
品質責 任	4.2	統計の収集・処理・配布の品質監視の実施	◎	○	◎	◎	△
	4.3	品質検討の過程の実施	○	○	◎	◎	○
	4.4	品質ガイドラインと職員訓練，公衆への周知	◎	◎	◎	○	◎
	4.5	外部専門家を使った主要統計生産物の定期的 で徹底したレビュー	○	○	◎	○	○
5	5.1	法規での統計的秘匿性	◎	◎	◎	◎	◎
統計的 秘匿性	5.2	職員の任命時の署名	◎	◎	◎	△	◎
	5.3	自覚的違反への罰則	◎	◎	◎	◎	◎
	5.4	指示とガイドラインの用意と公衆への周知	◎	◎	◎	○	◎
	5.5	統計データベースの安全性とintegrity保持の 物的・技術的装備	◎	◎	◎	◎	◎
	5.6	研究目的でのマイクロデータの外部利用者への 厳密な協定	◎	◎	◎	◎	◎
6	6.1	統計の客観的作成	◎	○	◎	◎	◎
不偏性 と客観 性	6.2	出所と技法の選択の通知	◎	◎	◎	◎	◎
	6.3	公表統計の速時の誤差修正	◎	◎	◎	◎	◎
	6.4	使用方法と手続きの公衆の入手可能性	○	◎	○	○	◎
	6.5	統計発表時の事前告知	◎	◎	◎	◎	○
	6.6	公表統計への全利用者の同時的アクセス可能 性，外部利用者の特別優先の制限と公開	○	◎	○	○	△
	6.7	新聞記者発表の客観性と無党派性	◎	◎	◎	◎	○
9	9.1	統計の範囲の絶対的必要への限定		—			
回答者 負担の 軽減	9.2	回答負担は可能な限り広げる		○			
	9.3	情報は回答者が可能な限り直ちに入手でき， 回答で電子的手段の利用		○			
	9.4	詳細が入手できない場合の最善の推定値・近 似値の受け入れ		—▽			
	9.5	行政的出所の利用		○			
	9.6	調査重複を避けるためのデータシェアリング		—△			
15.	15.1	適切な解釈と意味ある比較を促進する形式	◎	◎	○	◎	○
アクセ	15.2	現代的ICT技術と伝統的紙印刷での配布	◎	◎	◎	◎	○

ス可能 性と明 瞭性	15.3	顧客の注文による統計の提供	○	○	○	◎	◎
	15.4	研究目的のマイクロデータの使用	◎	◎	◎	◎	◎
	15.5	標準化されたメタデータシステムでの文書化	◎	○	○	○	○
	15.6	利用者への方法論と品質の告知	◎	○	○	○	○

- 注 1. 原則とはヨーロッパ統計実践規約にうたわれている。  
2. ◎完全に合致 (fully met), ほぼ合致 (largely met), △部分的に合致 (partly met), ×合致せず (not met)

## 2. フィンランドにおける統計活動と統計局の歴史と現在

そこで、このガイドラインの改訂第2版では削除されており、2002年の第1版に付録として収録されていたフィンランドとフィンランド統計局の紹介を引用してみよう。もちろん、局の構成その他すべては2002年時点のものであることに留意をいただきたい。

### (1) 「付録 フィンランドとフィンランド統計局概要

<b>FINLAND</b>	
(independence 6th December 1917)	
<b>Land area</b>	<b>Population trends (2001)</b>
Total 338 145 km <sup>2</sup>	Population growth 2.7‰ (Per 1 000 mean population)
Cultivated 6%	Excess of births 1.5‰ (Per 1 000 mean population)
Forest 68%	
Water 10%	
<b>Greatest length/width</b>	<b>Life expectancy at birth (2001)</b>
From south to north (Hanko-Utsjoki) 1 157 km	Males 74.6 years
From west to east (Närpiö-Illomantsi) 542 km	Females 81.5 years
<b>Water boundaries</b>	<b>Languages (2001)</b>
At west Gulf of Bothnia	Finnish 92.3%
At south Gulf of Finland	Swedish 5.6%
	Sámi 0.03%
	Russian 0.6%
<b>State boundaries</b>	<b>Membership of</b>
At north with Norway 727 km	UN 1955
At north-west with Sweden 586 km	EFTA 1986
At east with Russia 1 269 km	EU 1995
<b>Capital</b>	<b>Mobile telephone connections (2001)</b>
Helsinki, population 559 718 (31 January 2001)	80/100 inhabitants
<b>Permanent population</b>	<b>Internet connections (2001, July)</b>
5 194 901 (31 January 2001)	17/100 inhabitants
<b>Population density</b>	<b>Unemployment rate (2001)</b>
17.0/km <sup>2</sup>	9.1%

(2) フィンランドの統計の歴史 フィンランドの統計組織の出発点は、18世紀半ばの Tabellverket (Tables Office) がスウェーデンに人口統計を保管する目的で設置されたときにさかのぼる。これは、世界で最長の継続的な人口統計の開始を印した。

最初の独立したフィンランドの統計局は、フィンランドがロシア帝国の自治大公国であった1865年に創設された。最初の統計年報は1879年に出版された。統計局の活動はフィンランドが1917年に独立するまで途絶えることなく継続した。1917年の後、社会問題や経済的傾向といった分野で阿他rしい統計が作成された。国民勘定計算は、国連の勧告が採択された直後の1947年

に導入された。

ヨーロッパ連合への加盟は、国際機関内で行われる活動量を大きく増加させた。重要な目標は、統計の国際的比較可能性を改善し、国際統計の利用を促進することである。EUの統計機関であるEurostatとは特別に密接な接触がある。特にフィンランドの近隣地域では、国際競技はますます重要になっている。

1748年 スウェーデンに製表局設立。

1749年 第1回フィンランド人口統計が完成。

1865年 フィンランド統計局 (Statistical Office of Finland) が1865年10月4日の創設される。

1879年 フィンランドの最初の統計年報が発行される。

1948年 粗国民所得の計算がはじまる。

1971年 フィンランド統計局 (Statistical Office of Finland) がフィンランド統計局 (Statistics Finland)に改称される。

1990年 世界で2番目の国として、フィンランドで最初のレジスター・ベースの人口センサスが実施される。

1995年 EU加盟が、フィンランド統計における国際統計要素を増大させる。

1995年 ヨーロッパで最初の統計機関として、フィンランド統計局は2月にインターネットサービスを開始する。

**(3) フィンランドの政府統計とフィンランド統計局** 30ほどの機関が政府統計を作成している。それらとして、フィンランド統計局に加えて、農森業省、フィンランド地方政府協会、ヘルシンキ市情報管理センター、関税局、福祉健康研究開発センター、社会保障研究所、市がある。

フィンランド統計局は政府統計の4分の3に責任を負っている。また、他の機関の統計活動を監督し調整している。この部門は全体として統計法に支配されている。統計法はデータの収集と統計作成の一般的原則、開示と秘匿性の義務を規定している。統計情報は広くメディアに配布されている、すなわち、毎年、印刷メディアはフィンランド統計局が発表する資料に基づいて総計で3,000の新しい報告と記事を発表している。

統計局は10の単位にわかれており、そのうちの3つは、主として対内と対外のサービスに関わり、6つが一般的統計単位である。

ー人口統計課は、人口、教育、司法と犯罪、選挙および住居と地方の就業についての統計を作成する

ー社会統計課は、局の標本調査と面接活動に責任を持ち、就業、所得と富、消費と生活条件の側面に関する統計を作成する。それは更に、時間利用と文化・娯楽に関する統計を生産する。

ー物価・賃金統計課は、物価と賃金および労働争議に関する統計に責任を持つ。

ービジネス統計は2つの単位、景気動向 (Business Trends) 課とビジネス構造 (Business Structure) から成り、ビジネスからデータを収集し、その資料を様々な産業を叙述する統計に仕上げる。

一経済統計課は、いくつもの基本統計からのデータを結合して、国民勘定体系をつくり、また総生産と金融市場に関する種々の主要指標を発行する。

フィンランド統計局は、そのデータの大半を様々なレジスターのみならず、企業、世帯および個人から直接的に獲得する。行政記録の使用は増加しており、これはまた回答者負担をへ減らしている。フィンランド統計局は、国の異なる部分に居る124名の調査員をふくめて、1000任を超える職員を持つ。調査員は、電話あるいは面接による調査データの収集の際に、ラップトップと最新の自動データ移送法を使う。統計研究・開発単位は、統計的と方法論的専門の異なる分野の専門家15名を雇用している。この集中化した単位に加えて、統計方法を専門にする多数の雇用者が統計生産単位で活動しており、統計方法のスタッフの総数は40人になる。研究部長(Director of Research)に加えて、フィンランドあるいは外国からの専門家が、短期の研究員協定の下に招かれて局で仕事をしてきた。科学的助言委員会(The Scientific Advisory Board)が研究活動を監督し、将来の研究活動の主な方向を引き出す助けをする。幾つかのフィンランドの大学と研究機関が委員会に出席している。

**(4) フィンランドの統計学** 国の20の大学に13の統計学部門がある。統計学部門は、社会科学の部あるいは数学とコンピュータ・サイエンスの学部として活動している。多くの他の学部も統計学の基礎的教育プログラムを持っている。

統計教育の1例は、Jyvaskyla大学の統計部門の統計システムにおけるマスターのプログラムにある。プログラムの主な焦点は、大きなデータ集合の収集、分析、管理と配布におかれている。統計課学の見地からは。プログラムは、標本調査理論と複雑な調査の分析をふくむ調査方法に集中している。

諸大学での統計学の主な領域には、ベイジアン統計、バイオ統計学、人口統計学、エコノメトリックス、伝染病、一般化した線形モデル、ライフ・ヒストリー分析、線形モデル、数理統計学、多変量解析、ノンパラメトリック統計学、標本抽出、統計的コンピューティング、空間過程、品質改善のための統計方法、農林科学の統計学、確率過程、調査方法、時系列分析、がある。

他の研究機関とその統計的研究の主な分野は、農業研究所(実験計画)、ヘルシンキ市情報管理センター(都市統計)、森林研究所(森林測定のための統計的方法)、国立健康研究所(バイオ統計学、伝染病)、フィンランド経済研究所(エコノメトリックス)とフィンランド統計局(標本調査、調査分析)、である。

1920年に創設されたフィンランド統計学会は、非営利の学問的な専門家の学会をなしおり、その目的は、統計理論の発展とその応用を促進することと、統計と研究の異なる分野の統計家と専門家を一堂に会させることである。(約500人の)会員は、フィンランドの大学と統計局や研究機関の統計学部門で働いている統計家からなる。」

**(5) フィンランド統計局の本部と地方サービス事務所** フィンランド統計局は以下の地方サービス事務所を持つ。以上は、引用による紹介であった。



Statistics Finland's head office and regional service offices

### 3. フィンランド統計局における品質活動

今日、各国の統計品質活動の基礎になる理論・規定は、①基礎的規範等―②品質評価枠組み―③品質構成要素―④品質表示の在り方であり、⑤これに基づく実際の活動と、⑥自己評価―同業者評価等を経て、次の改善に進む。品質ガイドラインなりハンドブックは、一般的には、これら①～④を説明し、さらには⑤あるいは⑥に関する叙述をふくむものである。これをフィンランド統計局についてみる。

#### 3.1 フィンランド統計の品質各レベルと品質表示

ガイドラインの2007年版は、2006年いっばいのESSにおける品質論の諸装置をフィンランド統計局が受け入れて書かれているので、ESSの品質論とミックスした形になっている。

(1) **基礎的規範** 訳出したガイドラインの第1章に示されているが、国内の2004年統計法、専門的倫理（倫理原則のガイドライン<2006>）、品質宣言<2001>、ESSの国と共同体統計機関の独立、integrity および説明責任に関する勧告<2005>、ヨーロッパ実践規約<2005>、国連の政府統計の基本原則<1994>、ISIの専門家の倫理宣言<1985>等に基づいている。

(2) **品質評価枠組み** ガイドラインは、1.の規範の1.1.3でESSの実践規約をとりあげ、フィンランドもまたこれに従うことを示している。同時に、1.2.1では、一般の総合的品質管理を紹介し、品質計画（quality planning）、品質保証/検査（quality assurance/verification）、品質改善（quality improvement）という組織による品質保証のための手段におよぶことも指摘している。

#### (3) 品質評価と基準

ガイドラインは、実践規約にも基づきながら、品質評価は、品質記述、品質監査、自己評価、等があるという。フィンランドは、国連の政府統計の基本原則と、ヨーロッパ統計実践規約に基づいて、フィンランド政府統計審議会は、2006年にフィンランド政府統計として受け入れられる統計の基準を具体化した。

本訳出資料の1.2.3に示されている。以下のとおりである。

#### **OSFの基本的基準**

##### **OSFの基本的基準1:**

この統計は、フィンランド統計局が管理するOSFのリストに含まれる機関等（agency or institution）が生産する。

##### **OSFの基本的基準2:**

発行機関は、統計の内容とデータの正しさ（correctness）に責任を持ち、したがって、当該統計の生産を継続的に保証する。OSF統計はいかなる個人の名前で公表してはいけない。

##### **OSFの基本的基準3:**

OSF統計はフィンランド政府統計の諮問委員会によって承認された更新された品質記述をふくむ。

#### **OSFの品質基準**

- 1. 適合性：** OSF統計は、それが表わすトピックについて社会のニーズに対して不可欠で全国的に包括的なデータをふくむ。
- 2. 正確性と信頼性（Accuracy and reliability）：** OSF統計は、それが関わる現象の状況と変化を正確かつ信頼性をもって記述する。統計の編集において適用される方法は、明確に報告されるべきであり、統計の信頼性に関係がありうるすべての事実は、分析され報告されるべきである。OSF統計でおそらく探り当てられた誤差を修正する手段は、フィンランド政府統計の諮問委員会が承認した勧告を遵守すべきである。
- 3. 適時性と迅速性（Timeliness and promptness）：** OSF統計のデータは、可能なだけ現在のなものでなければならず、その発表時点は、前もって周知され、フィンランドの政府統計の諮問委員会が発行した支持によって定められた手続きにそって、その発表者が保持している発表日程に発表されなければならない。
- 4. 整合性、一貫性および比較可能性（Coherence, consistency and comparability）：** OSF統計は他のOSF統計と論理的に一貫しており、時間と地域単位の間で可能な限り比較可能でなければならない。OSF統計は、基本的に一般的で、定められた国際的概念や統計分類を使用しなければならない。統計の一貫性や比較可能性に貢献する諸要因は、文書化され、統計に明細に示されるべきである。異なる定義を持つデータ集合は、異なる概念によって明確化されるべきである。
- 5. アクセス可能性と明瞭性：** OSF統計は、より明瞭で、透明で、理解可能な形で示され、適切で便宜的な仕方で発表されるべきであり、その利用者への指示とともに、それらを支持するメタデータが、普通にアクセス可能でなければならない。

このガイドラインは、研究書ではないので2007年段階でのフィンランドの品質要素を結論的に示している。2002年版では、フィンランド政府統計の品質基準として、「1. 統計情報の適合性、2. データの正しさと正確性、3. データの適時性と迅速性、4. 定時性、すなわち、予定通りの配布、5. データのアクセス可能性と透明性/明瞭性、6. 統計の比較可能性、7. データの整合性と一貫性/明瞭性、8. 文書化」を掲げていた。これが、本ガイドラインでは、実践規約を経たESSの品質基準を一方に前提しながら、ESSの品質基準を取り入れ、さらに2006年のフィンランド基準を経て、ESSの基準とほぼ同じにいたっている。違いは、ESSの（実践規約では

正確性と信頼性という項目を立てた後に、品質報告関係書ではしばって)「正確性」に対して「正確性と信頼性」, ESS の「適時性と定時性」に対して「適時性と迅速性」になっている点である。

とはいえ, 次項【3.2 の(1),(2)】に見るように, ウェブサイトでの各統計生産物の品質説明の項目は, 上記(2007年版ガイドライン)の5項目とは異なったままである。すなわち, (i)基準2:「正確性と信頼性」, に対して「正しさと正確性」, (ii)基準4:「整合性, 一貫性および比較可能性」に対して「比較可能性」と「整合性と一貫性/均一性」に分かれている。

これに関する説明文書はない。品質構成要素の概念的展開としばりこみでは, なお未整理・不整合が残っているというべきか。

### 3.2 品質表示

品質表示は, 報告書において, またウェブサイトにおいて行われるが, フィンランドの場合には, 上記の品質基準についてとともに, 方法論の説明も含むべきことが指摘されている。

**(1)統計品質報告書** 品質報告書に何が盛り込まれるべきかに関しては, ガイドラインの 1.2.3 の表 1.1 に示されている。基準も5項目に統計調査の方法論的記述がプラスされた6項目となっている。

**(2) ウェブサイトでの提示** では, トップから以下のように進む

#### ①トップページ

ホーム	統計	メタデータ	データ収集	生産物とサービス	組織	ニュース
-----	----	-------	-------	----------	----	------

#### ②統計

調査名	ニュース	今後の発表	発表	レビュー	表	図
新聞向け発表	説明	品質説明	方法の説明	概念と定義	分類	一層の情報

#### ③品質説明

1	統計情報の適合性
2	統計調査の方法の説明
3	データの正しさ(correctness)と正確性 (accuracy)
4	データ公表の適時性と迅速性
5	データのアクセス可能性と透明性/明瞭性
6	統計の比較可能性
7	整合性と一貫性/均一性

#### ④メタデータ

統計の説明	概念と定義	分類	レジスターの説明	データ保護	統計法規
国家統計業務	一層の情報	データ収集	統計倫理の原則	政府統計の品質ガイドライン	

**(3) ウェブ表示の具体例として労働力調査**をみよう。月次の報告のそれぞれにこの記述が与えられている。2008年1月分では「(1)統計情報の適合性, (2)統計調査の方法の説明, (3)データの正しさと正確性, (4)データ公表の速やかさと適時性, (5)アクセス可能性とデータの透明性/明瞭性, (6)統計の比較可能性, (7)整合性と一貫性/均一性」にわたって8ページの説明がある。



(2)は、例えば、適合性や標準誤差等の一般的説明をもふくんでいる。(3)データの正確性では、無回答、測定誤差、と標準誤差によるとしながら、主として労働力調査にそくした標準誤差の説明にあてられている。無回答は(2)統計調査の説明において、「フィンランド統計局の調査員は、2007年に、コンピュータ支援の電話インタビューによって約115,000人について行われた。この調査の無回答率は平均して20.2%であった」と言い、無回答はいわゆるウエイト・カリブレーションによって修正されていると説明している。各説明の中に、より詳細な説明文書へのリンクがあり、また質問先のメール・アドレスと電話が掲載されている。(5)アクセス可能性の項目では、いわゆるマイクロデータを研究目的で特別な許可のもとに開示されることも伝えている。

#### 4. 『政府統計の品質ガイドライン第2版』へのコメント

第一に、全体構成では、1章で全般的作業枠組み、として統計品質に関わる総論的記述の後、第2章で、全体の2/3のボリュームをさいて、統計調査と統計生産として、調査の前提、と調査の諸問題、データの提示(統計表と図表論)、時系列・季節調整、指数までをとりあげ、第3章で文書化と保存、4章で統計利用、出版、顧客サービスの促進、という構成をとっている。

第二に、各章と節では、視角と範囲—原則—ガイドラインにわけて説明があり、文献としてヨーロッパおよび国際基準、フィンランドの国内法・文書、フィンランドのガイドライン、追加的情報、が示されている。

以上の章・節構成と章・節内の叙述スタイルは、カナダ統計局のガイドラインを参考にしていられると思われる。カナダのガイドラインとともに、統計調査関連に多くを当てている点は、イギリスの国の実践規約(National Code of Practice)のシリーズとして、「原則の声明(Statement of Principles)」、「品質管理のプロトコール(Protocol on Quality Management)」、「統計的品質測定ガイドライン」(*Guideline for measuring statistical quality, version 3.1, 2007*)をそれぞれ発行し、トピックに特化しているものと対照的である。

第三に、標本調査の設計、無回答の処理、エディティング、補定等、統計生産に関わる従来のトピックスと現在のトピックスの主要なものがある。短い、第3章の文書化と蔵書化、第4章の統計の利用、出版、顧客サービスなどは、重要な問題でありながら、他の国においては、脇におかれがちなトピックスを、ルーティン的活動に組み入れているフィンランドらしく、とりあげているのである。

日本での統計関係論議で欠けている点を憂いている立場からみれば、第2章の各トピックスはそれぞれ統計関係者は常識的に把握しておくべき点であり、統計データの表示(統計表・図論)は適切な内容であり、特に、行政記録とレジスター、標本調査、調査票の設計、文書化、文書保存、も注目すべきである。

これら全体によって、統計活動における統計品質への対応の方向の概略は、特に掲載されている文献等をふくめて、フィンランド政府統計の関係者と公衆に対して与えているといえる。

第四に、統計に品質論とその実践に関しては、その多くをESSの品質論、フィンランド自体の他の文書に委ねていることもあつてか、詳しくはない。3.1の(3)で述べたが、統計品質の構成

要素についての説明は一貫してはいない点がある。

第五に、2002年版と比較してみよう。

- ①第1章、特に品質構成要素の採用と分類およびその概念的説明は大幅に書き換えられた。表1.1は新たなものである。これは2002年の後、国際的論議の中で品質評価枠組みがより明確化され、品質論議の中核的位置にあるESSのヨーロッパ統計実践規約が2005年に定められ、フィンランド統計局の活動が、かなりこれを取り入れるに至ったことがある。叙述のスタイルも、例えば、旧版の第2章：統計調査では、調査過程の説明自体で終わっている部分があった（これは、統計調査過程の説明としては、それなりのものであった）が、2007年版では、それらの過程が統計品質にどのような影響を与えるかに論述が及んだ。
- ②第1章のデータ保護8ページは新設であり、第2章の「標本調査」と、「エディティングと補定」ではページ数を増やして書き換えがある。旧版の「行政レジスター」が「行政記録とレジスター」に変えられた。
- ③一方で、第4章は約半分に縮小され、節構成も変更された。  
第六に、弱点に関して少々コメントする。
- ①カナダ統計局型の品質ガイドラインとイギリス型のガイドラインの選択の問題がある。もちろん、ガイドラインと関連する文献との脈絡にもよって、全体として論議や指針が、どう整備・配置されているかによる。とはいえ、フィンランド型は、全体として統計調査論の傾斜してしまっているように思える。
- ②再三繰り返すことになってしまうが、品質構成要素一基準をめぐって、説明の一部に一貫性がない部分がある。
- ③2.6-2.10節には、叙述の内容的な重複がある。これは、2002年版を受け継ぎながら新しい叙述が組み込まれたためだろうか。

5. 本資料の仮訳と訳者論評は、伊藤陽一（日本統計研究所客員研究員）が担当した。なおこのガイドラインの日本語での翻訳出版を許諾されたフィンランド統計局に感謝したい。翻訳は基本的には09年9月上旬に終了していたが、翻訳許可を受け取るのに時間を要してしまった。訳者論評も09年9月時点のままである。

この訳出の過程で、幾つかの誤植等については正した。

追記となるが、フィンランド統計局は、政府統計における品質のヨーロッパ会議を2010年5月17-18日に開催しようとしている。主催国からの発表参加は多くなるので、ここで、フィンランドにおける統計品質論の実践の成果がより豊かに示されることが期待される。